

船舶インシデント調査報告書

令和2年1月22日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和元年7月30日 22時00分ごろ
発生場所	三池港南西方沖 三池港北防砂堤灯台から真方位249° 1.8海里付近 （概位 北緯32° 59.6′ 東経130° 21.5′）
インシデントの概要	漁船 ^{こうぼう} 康宝丸は、漂流中、クラッチの切替えができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和元年8月1日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 康宝丸、3.8トン SA3-16727（漁船登録番号）、個人所有 ディーゼル機関、4サイクル、回転数毎分2,616、6気筒、ボア110mm、使用燃料軽油
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m
インシデントの経過等	<p>本船は、船長及び甲板員が乗り組み、刺し網漁の投網を終えて主機を中立運転として漂流中、船長が、主機のクラッチレバーを前進に操作したが、前進に切り替わらず、後進に操作したところ、後進に切り替わったものの、後進から中立に戻らなくなった。</p> <p>本船は、船長が、自力航行が不可能と判断し、主機を停止した後、118番通報を行い、巡視艇にえい航されて三池港に入港した。</p> <p>主機は、本インシデント後、修理業者による点検の結果、クラッチワイヤの取付け金具のねじが緩み、クラッチワイヤが外れていることが判明した。</p> <p>本船の主機は、7～8年前に換装されたものであるが、船長は、本インシデント時までクラッチワイヤの点検をしたことがなかった。</p>
分析	本船は、主機が7～8年前に換装されてからクラッチワイヤの点検が行われていない状況下、漂流中、経年使用による振動等でクラッチワイヤの取付け金具のねじが緩んだことから、クラッチの操作ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、夜間、本船が、主機が7～8年前に換装されてからクラッチワイヤの点検が行われていない状況下、漂流中、経年使

	<p>用による振動等でクラッチワイヤの取付け金具のねじが緩んだため、クラッチの操作ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・定期的にクラッチワイヤの点検を行うこと。